

| | | | | | |
|------|----|-----|------|------|----------------|
| 考試科目 | 日文 | 系所別 | 法律學系 | 考試時間 | 2 月 7 日(五) 第三節 |
|------|----|-----|------|------|----------------|

一、請將以下日文判決翻譯成中文

1.

1990年代以降、様々な経済分野で規制緩和が進められるが、当初それを主導したのは新古典派の経済学者やその強い影響を受けた法学者であり、憲法学者が主導したわけでも、また理論的にサポートしたわけでもない。しかし、憲法学者も次第に規制緩和と憲法との関係に関心を寄せ始めた。

規制緩和の憲法適合性の主張には、一種の信仰告白のような見解が含まれている。安念の主張がその典型であるが、彼は、規制緩和は憲法22条1項が保障する職業の自由を拡大することを意味し、自由市場しか豊かな社会をもたらさないと論じる。彼によれば、しかし法学者や法律家集団の多くは、定期借家権制度の創設、マンション建て替え要件の緩和、法費増員、解雇規制の緩和に反対するなど、反市場主義的な対応を取っており、それは貧困のユートピアを夢見る思想に他ならないと論難する。

(和田 肇、『人権保障と労働法』、第7章 労働法の規制緩和と憲法) 25 %

2.

憲法は、思想、信条の自由や法の下での平等を保障すると同時に、他方、22条、29条等において、財産権の行使、営業その他広く経済活動の自由をも基本的人権として保障している。それゆえ、企業者は、かような経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇傭するにあたり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由にこれを決定することができるのであつて、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもつて雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできないのである。憲法14条の規定が私人のこのような行為を直接禁止するものでないことは前記のとおりであり、また、労働基準法3条は労働者の信条によつて賃金その他の労働条件につき差別することを禁じているが、これは、雇入れ後における労働条件についての制限であつて、雇入れそのものを制約する規定ではない。また、思想、信条を理由とする雇入れの拒否を直ちに民法上の不法行為とすることができないことは明らかであり、その他これを公序良俗違反と解すべき根拠も見出すことはできない。」(最高裁判所 昭和43年(オ)第932号大法院 判決) 25 %

| | | | | | |
|------|----|-----|------|------|-------------|
| 考試科目 | 日文 | 系所別 | 法律學系 | 考試時間 | 2月7日(五) 第三節 |
|------|----|-----|------|------|-------------|

二、請將以下段落翻譯成中文

(一) ここで読者に投げかけたい問いがある。それは「刑によって罪を償ったあと、罪を犯した人びととどういふうにこの社会で一緒に生きていくか」というものである。近代社会では、法律は私的な報復を禁じ、社会が罪を犯した人へ公正に刑罰を下すというルールによって社会秩序を守ることにした。同時に刑罰を受けた人には社会で更生して善良な市民として生き直すことを求めている。だが実際は、犯罪で被害を受けた人に代わって裁くことが、刑罰だと考え、かれらが〈善良な市民〉として「生き直す」ことに関心がほとんど向けられない。そのため、かれらが生活をやり直すために理解者を得ることもできず生活困窮に陥ってしまう。その結果、再犯に走ってしまう者も少なくないが、この背景を省みると、やり直す機会を与えず社会から無視してしまうという〈社会的排除〉にかれらが追いやられているといえないだろうか。そこで、〈罪を犯した人がやり直す〉ための刑罰や、かれらの処遇について考えていく必要がある。

(20%, 以下出處不用翻譯。摘錄自：加藤幸雄・前田忠弘(監修)藤原正範・古川隆司(編)，司法福祉-罪を犯した人への支援の理論と実践，初版，頁i，2013年8月。)

(二) 日本の刑事裁判は、被告人が有罪かどうかの判断をする段階と、有罪とした後、刑をどうするかといわゆる量刑審理の段階とを区別していません。そのために、有罪、無罪を決めるためには考慮してはいけないはずの情報、例えば被告人の前科、あるいは被害者や被害者遺族の感情のような情報が、裁判員による有罪、無罪の判断に影響を及ぼすおそれがあることが問題になっていました。それを避けるために、罪責の判断段階と量刑審理とを分けるのが、手続二分です。法制度としては、それは実現していません。しかし、杉田さんは裁判官としての実感から、それが大きな問題だと感じて、現行刑事訴訟法の枠でも可能な範囲で手続二分に近いことをしようと考へて、実践した方です。それが手続二分的審理です。論文にも書かれています。その後、同志社大学法科大学院の教員に転じて、残念ながら昨年、病で亡なられました。私は杉田さんのような創造性と実践力のある裁判官が日本でもっと多く出てきてくれたら、刑事裁判が活性化されるだろうと考へています。これは、制度が変わらなくても個人に意欲と工夫があれば、かなりのことができる例の1つです。そうすると、個人にとっての課題は、大きな目標を自分の中で立てて、それに向けて自分に何ができるかを考へることです。それに向けて、とりあえず今日何ができるかを考へることではないでしょうか。そのために大事なのは、まずは、組織の中に埋没しないことです。これは実際、なかなか難しいです。組織と折り合いをつけなければ自分の力を発揮する場所がなくなります。しかし、組織の中に埋没して自分を失っては、新しいことはできません。例えば杉田さんの考へ方は、裁判所内の通説ではありませんでした。それでも、自分の法廷では独自の試みをするという決断ができるのは、組織に埋没していなかったからです。

(30%, 以下出處不用翻譯。摘錄自：後藤昭，法科大学院と刑事訴訟法学，一橋法学，13(2)，頁841，2014年7月)

| | |
|----|---------------------------------|
| 備註 | 1、 作答於試題上者，不予計分。 2、 試題請隨卷繳交。 |
|----|---------------------------------|